

新潟市むすびあい手帳に関するQ & A

目次

1. 手帳の配付について
2. 手帳の内容・保管・使い方について
3. 手帳の周知と今後の取り組みについて

1. 手帳の配付について

Q01 手帳はどのような目的で作成したのですか？

地域で安心して暮せるよう、ご本人の情報を医療と介護の関係者で共有することで、認知症の予防や早期発見、そして適切な治療と支援につなげるために、手帳を作成しました。

Q02 手帳はどこで、どうやって配付されるのですか？

手帳配付の対象は、要支援・要介護認定を受け自宅で生活している方などで、ご本人やご家族の利用同意を確認後、担当のケアマネジャーから配付されます。手帳を使いたいという場合は、ケアマネジャーまたは、お住いの地域包括支援センターにご相談ください。

また、要支援・要介護認定を受けていない人で手帳の利用を希望する場合も、お住いの地域包括支援センターにご相談ください。

Q03 認知症でないと手帳はもらえないのですか？

認知症の症状に関わらず、本人又は家族の同意があれば手帳は配付されます。

なお、同意の確認のため、担当ケアマネジャーや地域包括支援センターから手帳の中身の説明を受け、利用の希望を確認後、手帳のシート3にある同意書に署名していただきます。

Q04 本人又は家族の同意がない場合は、手帳は利用できるのか？

手帳を通じて記入された個人情報について、多職種で情報共有しますので、同意は必要です。同意がない場合は、手帳は利用できません。

Q05 家族の同意で始めた手帳だが、その家族が不在となった場合、同意の行為はようになるのか？

手帳を利用継続する場合、別の家族又は本人からの同意が必要です（シート3の余白に日付と氏名・続柄を記入）。

Q06 本人に代わって、家族が代理で手帳を配付してもらうことは可能でしょうか？

可能です。

担当ケアマネジャー（担当ケアマネジャーがない場合は地域包括支援センター）にご相談ください。

Q07 入院している場合も手帳はもらえるのか。

在宅生活を送り、医療と介護の連携が必要な人にとって有効な手帳です。

退院して在宅生活に移行する際に、手帳の利用を希望される場合は、担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターにご相談ください。

Q08 すぐ手帳の配付を受けないといけないのでしょうか？

すぐ配付を受ける必要はありません。利用について不安な人は、ご家族や関係者など時間をかけて利用をご検討ください。

Q09 秋葉区の地域連携手帳を持っていますが、むすびあい手帳を持つ必要はあるのでしょうか？

双方ともに医療と介護の情報共有を目的としていることから2冊保有する必要性はありません。地域連携手帳を利用できる方は地域連携手帳のご利用を継続ください。

2. 手帳の内容・保管・使い方について

Q10 手帳の内容は具体的にどのようなものでしょうか？

ご本人の生活状況や利用されている医療や介護の関係者の一覧、また、医療機関での受診の記録や介護サービスの利用した際の状況について、時系列で記入できます。また、関係者全員で情報を共有できる連絡表のページもあります。

巻末にはクリアケースがついており、お薬手帳やデイサービス利用時のお薬を入れておくこともできます。

Q11 手帳には誰が何を記入するのか

【例】

- | | | |
|-------|---|---|
| 本人・家族 | → | シート3：同意書，シート4：支援機関一覧，シート5：プロフィールや思い等，
シート6：情報共有連絡表，シート7：生活や支援の工夫，
シート10：生活状況の様子，シート11（2）：生活経過記録 |
| 医療機関 | → | シート6：情報共有連絡表，シート8・9：受診結果 |
| 介護事業者 | → | シート6：情報共有連絡表，シート7：生活や支援の工夫，
シート11：体温，血圧等，シート11（2）：生活経過記録 |

Q12 手帳の管理・保管は誰が行い、どのように使うのでしょうか？

手帳の管理・保管はご本人又はご家族が行います。

かかりつけの診療所や病院への通院時や、デイサービスなどの通所時には、手帳を持参し、窓口等に提示します。また、自宅で訪問介護（ホームヘルプ）や訪問看護のサービスを受ける際に手帳を提示します。

手帳を提示し、必要に応じて体調や生活状況、受診結果や介護サービスの利用状況などを記入してもらいます。

Q13 シート補充はどうしたらよいのでしょうか？

市のホームページからダウンロードできます。印刷して穴をあければ手帳に補充できます。

また、一部のシートは、区役所健康福祉課や地域包括支援センターに配置してありますので、ご活用ください

Q14 シート6とシート7の違いは何？

シート6は「できるだけ早く伝えたいこと」を記入シートになります。

一方、シート7は「困ったことが起こった場合、アドバイスをもらいたいこと」を記入します。家族や介護サービス事業者などから経験豊富な多職種の人達へ相談するのがシート7です。

Q15 シート以外に情報共有に有する資料を綴りこむことは？

ケアプランや薬剤情報提供書などご本人の医療や介護に関する情報を巻末に綴ることが出来ます。

Q16 緊急の連絡を要する場合は、手帳を使う必要性が低いと思いますが？

緊急時は直接電話による連絡が効果的かと思われれます。緊急対応後、経過や結果について、シート6に記載していただけると、後日、情報共有が図られます。

Q17 シートの綴りが多くなってきた場合は？

直近の2ページ程度を残し、過去の状況を記入したシートを抜き取り、ご本人又はご家族が保管してください。

Q18 利用中の介護サービス事業者とやり取りしている連絡帳はどうなるのか？

介護サービス事業者によって対応が異なりますので、介護サービス事業者個々にご相談ください。

Q19 紛失の懸念が高まり、手帳の利用を中断又は中止したい場合は？

ご本人やご家族の判断で手帳の利用を中断又は中止することができます。その際は、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターにお知らせください。

また、ご本人やご家族が判断できなければ、サービス担当者会議（ケアプラン作成のための話し合い）で検討して中断又は中止することもあります。

Q20 手帳を紛失した場合は？

手帳の管理保管は自己責任となっております。担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターへご連絡のうえ、手帳を紛失した旨をお伝えください。手帳が見つかって区役所に届く場合もあります。

手帳の再配付を希望する場合は、再度、担当ケアマネジャー又は地域包括支援センターから配付を受けることもできます。

3. 手帳の周知と今後の取り組みについて**Q21 市のホームページにむすびあい手帳は掲載されていますか？**

下記アドレス、又は検索方法でむすびあい手帳のページがご覧いただけます。

<https://www.city.niigata.lg.jp/iryo/korei/chiihokatsucare/musubiai-setsumeikai.html>

健康・医療・福祉 → 高齢者福祉 → 地域包括ケアシステム → むすびあい手帳

Q22 医療機関には手帳がどのように周知されていますか？

平成 26 年 10 月上旬に、新潟市医師会、新潟市歯科医師会、新潟市薬剤師会に所属する医療機関に周知のお願いの文書を市から送付したほか、随時周知を行っています。新潟市内の医療機関へ受診される際は、各医療機関に個々で手帳を提示していただき、ご相談ください。

なお、むすびあい手帳の取り組みは新潟市が実施しているため、市外の医療機関で手帳の利用が可能か否かは、個別に医療機関へご相談願います。

Q23 介護サービス事業者には手帳がどのように周知されていますか？

平成 26 年 9 月に介護関係機関の皆様を対象に 12 回の説明会を実施したうえで、10 月下旬に、手帳の運用開始に関するお願いの文書を市から送信等しております。

その後も随時周知を行っています。

なお、むすびあい手帳の取り組みは新潟市が実施しているため、市外の介護サービス事業者で手帳の利用が可能か否かは、個別に介護サービス事業者へご相談願います。

Q24 今後の手帳の普及に向けた予定は？

配付状況や手帳の活用状況について、地域包括支援センターや介護サービス事業者を対象に事業者アンケート実施しました。アンケート結果等を踏まえ、むすびあい手帳を作成した「新潟市認知症地域連携ツール作成会議」等において、シート内容や今後の在り方等について継続検討していきます。

Q25 手帳の問い合わせ先を教えてください

手帳の利用をお考えの方は、ケアマネジャー又はお住まいの区域を担当する地域包括支援センターへご相談ください。

その他の問い合わせは、新潟市役所 地域包括ケア推進課までご連絡ください。

地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281

FAX 025-222-5531

E-mail hokatsucare@city.niigata.lg.jp